

浮島校区まちづくり校区集会 開催結果報告書

開催日時 平成23年7月27日(水) 19:00～21:10
場 所 浮島公民館
参加者数 男 36人 女 4人 合計 40人



1. 新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名 (地域防災力の向上について)

【討議内容】

(質 問)

①地震、津波についてのハザードマップ作成と避難場所での組織の指針の作成

津波はどの程度想定しているのか。浮島校区は沿岸部にあり、山も遠く高層ビルもなく不安が募る。避難場所や受入体制については行政が地域住民に示し、地域がそれを参考にその地域にあった体制を確立し、関係者に通知することが必要であると思われるがどう考えるか。また、地震に対するよるこれまでのハザードマップを見直し、津波も考慮した新しいハザードマップを作成する予定はないのか。

②情報連絡体制の整備と非常時の防災資機材置き場の検討

5月末の西の土居地区の避難勧告の際、自治会等関係者に市から連絡がなかったと聞いている。早急に通報連絡体制の整備を想定災害ごとに確立して関係機関に徹底することを要望するが、どのように対応するのか。水濡れ等を考えると防災資機材置き場は2階以上が適切と考えるが、地域内の公的機関の建物内の2階以上の所に防災資機材置き場を確保して地域に提供できないか。

③放送設備のある自治会に防災無線の設置

各公民館に設置している防災無線を放送設備のある自治会、特に沿岸地域の自治会に設置していただきたいと思うがどのように考えているか。

④排水ポンプ場の対応

夜間、土日、祝日の場合の通報は、現在、地域→市役所（守衛室）→担当課→業者→運転員となっている。水位の上昇が早く排水ポンプの運転を行うために、自治会長のみでも運転員に直接連絡できる対応ができないものか。また、大雨注意報発令で待機するような処置をお願いできないか。

⑤自然災害に見舞われた被災地への市職員の派遣

自然災害にあった自治体被災地へ職員を派遣し、現状の把握、復興状況についての防災対策の実態を経験し、市の防災対策の参考に対応してはどうか。

⑥地震・津波により市内の化学工場などに被害が出た時の対応

海岸埋立造成地の液状化等による災害発生による有毒ガス（塩素ガス、ホスゲン等）の発生被害への対応状況はどうなっているのか。

（回 答）市 長

- ① 津波については、現在の想定で浸水予測図を作成しており、南海地震で堤防が決壊した場合に、浮島校区は全域的に浸水が予想されます。その際の避難場所については、2階建て以上の公共施設として浮島小学校を津波避難場所に指定しております。地震と津波では、避難場所が変わってくるため、今後協定等を結んで避難場所の追加などを決定していく予定です。なお、避難勧告等を発令の際には、具体的な避難場所についてもお知らせします。

避難場所での組織の指針につきましては、避難所運営そのものは市職員が責任を負いますが、その中で、住民の代表者（自治会役員等）にもご協力をお願いします。

ハザードマップにつきましては、来年夏頃に国が新たな想定を出すよう報道されておりますので、新たな想定が発表された後、現在の津波浸水予測が塗り替えられる可能性もございます。従いまして、ハザードマップ作成に着手できるのは、国が新たな予測を発表した後になると考えております。

- ② 5月末の西の土居地区の避難勧告は、地元住民の方より「山から水が大量に出てきて近所の人が心配している」という通報を受けて、建設部と消防署が現地に行き、その場で緊急性があるので避難勧告の判断を行ったものです。今回、現地で避難勧告の伝達が行われていたため、通常行うはずの自治会長への伝達を行わなかったことは反省点でし

た。改善策として、避難勧告の連絡網の様式中に、自治会長と連合自治会長の氏名と電話番号を追加し、事後報告であっても必ず自治会に伝達するよう再度徹底いたしました。

防災資機材置き場につきましては、水濡れで使えなくなる炊き出し用品や電気製品などの資機材は、既存建物の2階部分に保管していただくような配慮をしていただければありがたいと考えておりますが、保管場所につきましては、原則、校区自主防災組織等でご検討いただくことを考えております。

- ③ 現時点では、防災行政無線の放送施設は公民館等に限られておりますが、今後、自治会の放送設備とも接続し、どの地域にも災害情報の放送が届くよう計画を進めているところでございます。今年度中に各自治会の放送設備等について調査を行います。
- ④ 「排水ポンプ場の運転について、自治会長のみでも運転員に直接連絡できる対応ができないものか。」についてですが、運転を直接要請することは、指揮命令系統の問題がありますので、運転要請が可能なのか、あるいは現地の降雨状況や水路の水位情報等のみの連絡であれば可能なのか運転管理会社に検討を要請しておりますので、結論が出ましたら、自治会長さんへ連絡いたします。

また、「大雨注意報発令で待機するような処置ができないか。」についてですが、ポンプは、海の潮の高さや、雨量、水路の水位などを判断して運転を行っております。

従いまして、気象情報にも十分注意しながら、必要時には、迅速な初動対応ができるように対応しております。

- ⑤ 自然災害の被災地への職員派遣についてでございます。

市としましては、平成16年災害を経験しており、また、その時に他市から物心（義援金、ボランティア）ともに暖かい支援をいただいたことから、積極的な支援を行っていき考えでございます。

特に、この3月の東日本大震災の被害は、甚大かつ広範囲に及ぶものであり、都市機能、行政機能が失われた自治体もあります。

東日本大震災の被災地へは、3月の消防職員7名、水道局職員4名の派遣をはじめ、保健師、一般事務職を含め、それぞれ1週間～10日単位で、3月から7月までにのべ19名の職員が、岩手県釜石市、宮城県山元町で支援活動をいたしております。支援活動を行った職員からは、災害時の組織体制の見直し、防災拠点の充実強化や資機材等のハード面の整備等、様々な報告を受けているところでございます。それらの報告も参考に、地域防災力の向上を図るため、また、このような災害が起った場合を想定いたしまして、防災体制の充実強化に努力して参りたいと考えております。

- ⑥ 地震等の影響を受け、プラント等から有毒ガスが発生した場合の対応についてでございますが、企業での対策といたしましては、一定震度以上の地震が発生いたしますと、各プラントには緊急停止する機能が設けられており、安全に停止が行われることとなります。また、配管等につきましても、緊急遮断弁が作動し、配管内の残存ガスは除害設備へ移送され、無害化される対策が講じられております。なお、こうした、緊急停止基

準等を含めた地震対応マニュアル等につきましても整備が行われていることの報告を受けております。有毒ガスを取扱う事業所等に対しましては、今後も、法令遵守の徹底、保有数量の削減等を含めた自主的な保安対策の推進につきまして、適切な助言・指導等を行うことにより、官民一体となった地域住民の安全確保に努めて参ります。

(意見)

住友化学などの工場敷地内で、どのような種類の有毒ガスが、どのような容量で備蓄されているのか、市民は知らない。行政上、申請を受けて備蓄等を許可しているはずであり、行政として具体的に把握しておく必要がある。

2. 校区設定市政課題

課題名 (夜間花火禁止条例の制定について)

【討議内容】

(質問)

毎夏、海岸や公園などで打ち上げ花火等による騒音の苦情が相次ぐことから、夜10時から日の出の時間帯は公共の場所での花火を禁止する条例の制定をお願いしたい。

(回答) 市長

警察では、住民から迷惑しているという通報があれば現地確認し注意や指導することはできる。それでも改善されない場合に『軽犯罪法』第1条第14項が適用される場合がある。警察としては、条例以前に迷惑している人がいるという観点で対応している、とのこと。

愛媛県東予地方局管理課では、海岸で禁止している行為には、花火やそれに解釈できるものはないが、自治会等が看板を設置する場合は県は許可する、とのこと。

花火による騒音につきましては、事前に注意を促すための花火禁止の看板設置や、実際に花火をしている場合の警察の指導などの効果を見守りたいと思いますが、今後、花火の頻度が多くなるなど、状況の悪化や改善されない場合には、施設等への夜間立入禁止や花火の禁止条例の制定等についても検討する必要があると考えております。

(質問)

7月から9月ごろまでは、深夜の花火が特に頻繁であり、校区住民は安眠妨害や危険を感じ、これまで警察にも何度も要請している。警察からは条例がないと規制できないと言われている。

(回答) 市長

まずは、早急に、市側で警察署との連名による「深夜の花火禁止」を呼び掛ける看板を

早急に整備し、状況を見ながら条例制定も検討していく。

3. 地域課題

課題名（ 浮島小学校西側通学路の安全対策について ）

【討議内容】

（質 問）

浮島小学校西側の南北に通じる通学路においては、道幅が狭く歩道もないため早急に安全対策を講じる必要性が高い。

①加藤宅駐車場より正面側に向けた敷地一部の道路の拡幅について（加藤氏は隅切りについて承諾を得ている。）

②キング薬局敷地内の四国電力の電柱（キング薬局看板を含む。）移設について

（回 答）：市 長、道路課長

①道路の隅切りについては、地権者の方が承諾していただけている範囲を確認させていただき隅切り計画を検討しますが、その範囲によっては、効果があまり期待できない場合は施工出来ないこともあります。

②キング薬局内の電柱移転及び交差点西にある電柱の支線移転については、地元で移転先の意見を集約していただければ、管理者と移転協議を行います。ただし、架空線の状況によっては移転場所が限定されることもあります。

課題名（ 高津交番警察官の常設について ）

【討議内容】

（質 問）

垣生駐在所が廃止になり、高津交番と統合して増員となり、交番には常時必ず1名は常駐すると聞いていたが、常駐していることはほとんどなく、万一事件、事故が発生した場合の対応については非常に不安である。市として要請できないものか。また、他の交番はどうか調査してほしい。

（回 答）：市 長

今回の地域課題の通知に関しましては、新居浜警察署地域課から次のような説明がありました。

「現在、高津交番は、3交代制勤務6名の警察官を配置しております。1日あたり2名の警察官が勤務についている体制となっております。ただし、勤務時間中に所外活動（警ら活動、巡回連絡、事故事件対応等）を行っており交番内に常時いる訳ではありません。

なお、勤務体制につきましては、高津交番以外の交番も同様となっております。また、近年の状況といたしましては退職者が多く、新規採用の警察官が多数配置されていることから、研修などのため、数日から数ヶ月の単位で勤務員が抜ける場合もあります。」とのことでした。

交番に警察官が不在となる場合の対応といたしましては、警察専用電話を設置し、110番通報や新居浜警察署への連絡・相談ができる仕組みと、パトカーによる立ち寄り警戒を実施しています。なお、詳細事項及び不安な点等がございましたら、警察にて、ご相談をお受けいたしますのでお問い合わせください。との回答をいただいております。

課題名（ 空家、雑草対策について ）

【討議内容】

（質 問）

高齢化に伴い、身内の引き取り、死亡等により、自治会からの転出、脱会が増え、空家、雑草についての苦情が寄せられている。所有者がわかれば連絡し対処するが、所有者が不明の場合、また、所有者が自治会の要請に対応しない場合にはどのようにすればよいか。

（回 答）：市 長

所有者が不明の場合等の対応につきましては、市役所担当課までご連絡ください。

ご連絡いただきました事案につきましては、市担当者が現地調査と所有者等の確認を行った後、所有者や管理者等に対して、通知文書を送付するなど適正な管理と対処を依頼しています。

ただし、個人の財産・資産の管理につきましては、行政が介入できる範囲も限られております。このような中、より効果的な対応等を検討するために、まず市内の現状を把握することが必要と考え、現在、市内全域の現状調査を行っております。今後、調査結果を踏まえ、他市町村の先進事例を参考にしながら、市としての対応方法について検討を進めてまいります。

（質 問）

廃家屋を壊した場合、固定資産税が高くなるのではないかと？

（回 答）：市 長

土地に家屋がある場合は、減免されており、更地になると通常の賦課に戻ります。一定の広さ以下の土地の場合、6分の1に軽減されています。

4. その他

（質 問）

小中学校の耐震化は、今年度中に終了するのか？

(回 答)：市 長

今年度ではなく、来年度で完了する予定です。

【市長まとめ】

本日いただきました質問、「深夜の花火」、「空き家」等について、毎年、提案をいただいております。毎回、現実の具体的な意見をお聞きしている。防犯・防災の面から、何か結果が出るよう取り組んでいきたいと思っています。